

介護保険等の手続きにおける確認書類について

平成 28 年 1 月からのマイナンバー制度開始に伴い、介護保険の手続きの際には被保険者本人のマイナンバー（個人番号）を記載することとなります。

マイナンバー（個人番号）が必要な各種届出、申請手続きの際には、本人確認の実施が義務付けられており、以下の確認書類が必要となりますのでご協力をお願いいたします。

■本人が申請を行う場合（本人の番号確認並びに本人の身元確認書類が必要です）

○番号確認

本人のマイナンバーカード（個人番号カード）、マイナンバー通知カード（個人番号通知カード）等の写し

○身分確認

運転免許証、パスポート、写真付住基カード、身体障害者手帳、精神障害福祉手帳、療育手帳、在留カードなど顔写真付のもの

（これらの提出が困難な場合には、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、年金手帳など 2 つ以上の提出が必要となります。）

■代理人が申請する場合（代理権、代理人の身元、本人の番号を確認する書類が必要です）

○代理権の確認

- ・法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- ・任意代理人の場合は委任状（委任状の提出が困難な場合には、本人の介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、年金手帳などの書類で確認）

○代理人の身元確認

代理人のマイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、写真付住基カード、身体障害者手帳、精神障害福祉手帳、療育手帳、在留カード、介護支援専門員証など顔写真付のもの（これらの提出が困難な場合には、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、年金手帳など 2 つ以上の提出が必要となります。）

○本人の番号確認

本人のマイナンバーカード（個人番号カード（又は写し）、マイナンバー通知カード（個人番号通知カード（又は写し））等

■代理権のない使用者による申請

申請書のほかに、本人のマイナンバーカード（個人番号カード）の写しまたはマイナンバー通知カード（個人番号通知カード）等の写しと本人の身分確認のための書類の写しを封筒等に入れ提出してください。

※マイナンバー（個人番号）の記載がない場合でも、その他の記載内容に誤りがなければ申請を受理します

マイナンバーの記載が必要となる届出書、申請書

【資格関係】

- ・介護保険住所地特例適用・変更・終了届
- ・介護保険被保険者証等交付申請書
- ・介護保険被保険者証等再交付申請書

【認定関係】

- ・介護保険要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書
- ・介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書
- ・介護保険サービスの種類指定変更申請書

【給付関係】

- ・居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・介護保険特定負担限度額認定申請書
- ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ・介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
- ・介護保険基準収入額適用申請書
- ・介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書

申請書については、市のホームページ【生活 → 介護・福祉 → 介護保険 → 申請書等ダウンロード（介護保険）】からダウンロードできます。